

鳥取県告示第307号

平成8年鳥取県告示第423号（介護補償として支給する金額について）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>104,290円</u> を超えるときは、 <u>104,290円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>104,530円</u> を超えるときは、 <u>104,530円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,600円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>56,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,720円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>56,720円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,150円</u> を超えるときは、 <u>52,150円</u> ）	随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,270円</u> を超えるときは、 <u>52,270円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき	月額 <u>28,300円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき	月額 <u>28,360円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月

	るとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,300円</u> 以下であるときに限る。）	にあっては、介護に要する費用として支出された額		るとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,360円</u> 以下であるときに限る。）	にあっては、介護に要する費用として支出された額
--	---	-------------------------	--	---	-------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月24日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成24年4月24日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。